特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 20 | 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

善通寺市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県善通寺市長

公表日

令和4年4月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | |
|------------------------|---|--|--|--|--|--|
| ①事務の名称 子ども・子育て支援に関する事務 | | | | | | |
| ②事務の概要 | 善通寺市では、子ども子育て支援法等に基づき、保育を必要とする保護者に代わって保育所等において保育を実施し、必要な措置を行います。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③保育所保育料額の決定、徴収 ④施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑤施設および事業者給付費審査支払い ⑥子育てのための施設等利用給付認定に係る支給認定管理 ⑦地域子ども・子育て支援事業における実費徴収に係る補足給付事業 | | | | | |
| ③システムの名称 | 1. WEL+子ども子育て支援 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー | | | | | |
| 2 特定個人情報ファイルタ | | | | | | |

2. 特定個人情報ファイル名

(1)子ども・子育て情報ファイル

3. 個人番号の利用

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第一の8及び94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無 | <選択版> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定 | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|
| ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の13及び116の項 | | | | |
| | (情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない。) | | | | |

5. 評価実施機関における担当部署

| ①部署 | 保健福祉部子ども課 |
|----------|-----------|
| ②所属長の役職名 | 子ども課長 |

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 善善通寺市保健福祉部子ども課 〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号 0877-63-6365

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人 | 1. 対象人数 | | | | | | |
|--|----------|-------------------|-------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | | 令和1年6月7日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| | いつ時点の計数か | | 11年6月7日 時点 | | | | |
| 3. 重大事 | 故 | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | | |
|---|-------|------------|-------|---------|---|------------|--|--|
| [基礎 | 項目評価 | 書] | | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施 されている。 | 施機関に | ついては、それぞれ፤ | 重点項目評 | 価書又は全項 | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | り取扱い | の委託 | | | 0] |]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | (委託や | 情報提供ネットワー | クシステム | を通じた提供す | 上除く。) [|]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | の接続 | | []接網 | 売しない(入手) [|]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・2 | 肖去 | | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 8. 監査 | | | | | | | | |
| 実施の有無 | [O] | 自己点検 | [0] | 内部監査 | [] 外部監 | | | |
| 9. 従業者に対する教育・唇 | 発 | | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | ている | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|--|--|------|-----------------------|
| 令和1年6月21日 I -5-② 子ども課長 早崎和代 | | 子ども課長 早崎和代 | 子ども課長 | | 記載事項の変更による |
| 令和1年6月21日 | 様式Ⅳ | _ | リスク対策追加 | | 様式の変更による |
| 令和3年6月16日 | I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要) | 善通寺市では、子ども子育て支援法等に基づき、保育を必要とする保護者に代わって保育所において 保育を実施し、必要な措置を行います。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③保育所保育料額の決定、徴収 ④施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑤施設および事業者給付費審査支払い | 善通寺市では、子ども子育て支援法等に基づき、保育を必要とする保護者に代わって保育所等において保育を実施し、必要な措置を行います。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③保育所保育料額の決定、徴収 ④施設および事業者申請受付・審査・確認⑤施設および事業者給付費審査支払い⑥子育てのための施設等利用給付認定に係る支給認定管理 ⑦地域子ども・子育て支援事業における実費徴収に係る補足給付事業 | | |
| 令和3年6月16日 | I 関連情報(3. 個人番号の 利用・法令上の根拠) | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第一の8及び94の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第一の8及び94の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、第68条 | | |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携②法令上の根拠)「情報 照会の根拠の根拠」 | ・番号法第19条第7号及び別表第二の13及 | ・番号法第19条第8号及び別表第二の13及 び116の項 | | |
| I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称) | | 1. Acrocity子ども・子育て 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー | 1. WEL+子ども子育て支援 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー | 事後 | 基幹業務システムの再構築 に伴うもの |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |